

TEEN COURT 活動の意義と可能性 (2)

～ ワシントン・DC : 都市研究所による調査報告を中心に ～

矢 作 由美子

(文教大学付属教育研究所客員研究員)

Meaning and Possibility in the Activity of Teen Court (2)
; A Reseached Report by the URBAN INSTITUTE in WASHINGTON, DC

YAHAGI YUMIKO

(Guest Researcher of Institute of Education , Bunkyo University)

要 旨

2002年4月、ワシントン・DCにある都市研究所が、約5年に及ぶ全米規模での「TEEN COURT」についての調査報告がまとまった。今後、わが国での取り組みを検討する意味においても、多くを学ぶことが出来るであろう。わが国における新たな、児童福祉機関における、実践に向けた更なる取り組みになることを期待していきたい。

はじめに

ティーンコート (以下、TCと総称する) は、仲間の子どもたちが、非行少年を裁く、米国少年司法制度の一つである。既に1940年後半には、交通事犯の少年に対して、TCと似たような取り組みが、オハイオ州マンスフィールドで行われていた⁽¹⁾。現在のような、法廷プログラムが始まったのは、1970年代に入ってからのことである。特に、1995年を境に、TCは急増している⁽²⁾。TCの全体の67%が、この時期に設立されている。そして、1998年までには、全米に500箇所 (年間65,000件のケース) と増え、2002年の段階では、800を超えている (約100,000のケースを年間で扱っていることが予想される)⁽³⁾。また、Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention, U.S. Department of Justice

(以下、OJJDPとする) の調査報告によると、米国における非行少年への不処分は、年間、約750,000件で⁽⁴⁾、明らかにTCは、少年司法制度によるディヴァージョンの選択肢の一つとして、最も主要な位置を占めているといえる。そして、52%のTCは、司法関連機関との関わりを持ちながら、実際に少年による法廷が運営されているのである。

これまで、TCの効果的な支援を、証明するための論文は少なかったように思われる。しかし、2002年4月に、米国都市研究所のJeffrey A. Butts , Janeen Buck , Mark B. Coggeshallによって、「犯罪少年に対するティーンコート (以下、TCと総称する) の影響 ; The Impact of Teen Court on Young Offenders」が、公表された。全体の内容としては、対象地域が絞られ、少年に対するTCの影響

と評価について論じられている。改めて「TCとは何なのか」について明らかにされた点も多い(インターネット上にて、公開されており入手可能)⁽⁵⁾。また、彼らは、中間発表として、2000年10月に、全米におけるTCの運営状況を分析した論文、「Teen Courts : A Focus on Research」もある⁽⁶⁾。本稿は、この2つの論文を中心に、TCについて検討していきたい。尚、この全米調査報告書の資料の入手と引用にあったっては、Urban Institute(都市研究所)のEvaluation of Teen Courts(以下、ETCとする)プロジェクト・リーダーであるJeffrey A. Buttsと連絡を取り、了承済みの上、本稿での紹介が可能となった事を、ここで断りしておく。また、枚数の関係上、その調査結果をすべて紹介するには限りがあることから、具体的データ分析の結果と、犯罪少年の親に対する分析結果については、今後の研究課題としたい。

1. ETCプロジェクトチームによる調査報告概要

この実態調査のプロジェクトが企画されたのは、1998年で、調査費用については、OJJDPによるところが大きい。調査対象となるTCの選定における留意点は、(1)この評価プロジェクトに参加することを承諾していること、(2)十分な取り扱い件数があること、(3)最低、3年はTCの運営を手がており、管理面でも安定しているところ、(4)4つの法廷モデルの範囲内で行われているところ、(5)地理的にも別々なところ、などである。まず、TCを大きく分けると、4つに分類することができる(表3を参照)。そして、2002年に発表された論文によれば、TCの40%は、運営上いくつかの問題点があるとしている⁽⁷⁾。その内、38%のTCでは、財政上の問題をあげている(ちなみに、各TCの一年間の運営予算平均は、\$32,822である)⁽⁸⁾。次いで、29%のTCが、深刻な犯罪ケースに対する取り扱いとなってい

る。そして、21%のTCは、ボランティアの確保と維持を挙げている。しかし、TCプログラムの運営主体の違いによっては、問題と感じている度合いは大分違う。例えば、学校や民間団体が運営するTCは、裁判所、法執行機関および検察官事務所が運営するTCより、明らかに有意差がみられた。特に、財政面での差が大きく、学校と民間団体が運営するTCでは、79%が深刻に受け止めているのに対して、検察官事務所および法律執行機関、49%、又は、裁判所が中心となって運営しているTCでは、44%であった。さらに、学校や民間団体の運営するTC要望として、司法機関の支援(38%)や、他の団体との連携の割合(63%)が、高くなっている。これまでに、筆者が独自に、TCを調査した際のインタビューにおいても、「年間約1100万の資金で運営を続けているが、その資金が途切れれば、次の年から、その地域でのTCは存在しなくなる」⁽⁹⁾と、事務局長が述べていたことから、やはり財源の確保は、切実な問題のようである。その為に、TCの運営責任者にとっては、資金援助機関や資金提供者への理解を得るために、TCにおける再犯率の低さをアピールすることは、大事な仕事のひとつのようである。

次に、表1で示すように、TCの法制度化については、30の州で、制度化していないのが現状である。アラスカ州を筆頭に22州で構成配置やガイドラインを、具体的に州法や、方法等、特別に言及している数は少ない。その裁量権の許容範囲は、地域住民や被害者への損害を回復することと、いかに自分の行動を犯罪少年に認識させ、自覚を促すかといったプログラムが用意される。例えば、万引をした少年は、次の様なプログラムが、TCで提供されることになるだろう。損害費用は、どうするのか、自己決定を持つことの重要性、学校の授業に出席するにはどうするか、といった内容である。この様な、教育的プロ

グラムの効果と影響について、ETCの分析者は、更に、TCの運営基盤となるコンセプトを

抽出し、7つの理論について明確にした。その7つの理論について、以下で見ていきたい。

表1：各州法におけるティーンコートの適応状況

Adjudication Authorized States (1州) : 州法で、TCの運営等に対して、手続や有資格など規定している。そして、事実認定を決定する為の審判の権限が与えられている。	アラスカ
Regulated States (14州) : 州法は、財政、ケースの適格性、守秘義務、多様な処分の範囲、他に要件について決めている。	カリフォルニア, コロラド, アイオワ, ミシシッピー, ノースカロライナ, オクラホマ, テネシー, テキサス, ユタ, バーモント, ワシントン, ウェストヴァージニア, ウィスコンシン, ワイオミング
Specified Diversion States (7州) : TCは、少年の多様なディバージョンの一つとして州法によって、特別に言及されている。しかし、詳細については、地方の管轄の裁量に委ねられている。	アーカンソー, フロリダ, イリノイ, カンザス, ミネソタ, ニューメキシコ, ロードアイランド
Unspecified Diversion States (30州) : TCについては、州法によって、特に言及してはいない。しかし、一定の犯罪少年に対して多様なプログラムの一つとして利用できるであろう。	アラバマ, アリゾナ, コネチカット, デラウェア, ディストリクトコロンビア, ジョージア, ハワイ, アイダホ, インディアナ, ケンタッキー, ルイジアナ, メイン, メリーランド, マサチューセッツ, ミシガン, ミズーリ, モンタナ, ネブラスカ, ネヴァダ, ニューハンプシャー, ニュージャージー, ニューヨーク, ノースダコタ, オハイオ, オレゴン, ペンシルバニア, サウスカロライナ, サウスダコタ, バージニア
Source: LEXIS-NEXIS. 2001(Cited from Urban Institute, April 2002. <i>The Impact of Teen Court on Young Offenders</i> , p.3.)	

2. ティーンコート (TC) に関連する7つの理論的視点

表2に示すように、ETCプロジェクトは、特に、犯罪少年の常習性(再犯)に対する、TCの影響について調査をする際に、TCに関連する7つの理論的視点を示した。それは、(1) 仲間の裁き(正義):Peer Justice, (2) 手続的正義:Procedural Justice, (3) 抑止:Deterrence, (4) ラベリング:Labeling, (5) 関係修復的正義と後悔:Restorative Justice and Repentance, (6) 法律関連教育:Law-Related Education, (7) 技能の構築:Skill Buildingである。特に、TCにおいては、(1)

の仲間の裁き(正義):Peer Justiceの理論的視点が、大きく関連している。他の6つの理論的視点については、効果的な教育プログラムを検討する際に、広く米国の少年司法制度の中で活用されていくであろう。こうした各理論的視点の長所をいかにしながら、TCプログラムは運営されている。様々な形態でTCがあるように見えるのも、上記にあげた(1)~(7)の視点のどこを重視し、選ぶかにかによって、TCの運用形態も異なってくる。実際の運用については、以下の4州の実態調査結果から明らかにしていきたい。

表2：ティーンコートに関連する7つの理論的視点

理論上の視点	理論上の命題	もし、ティーンコートの理論が的確ならば、最も効果的なTCは以下のようになるだろう・・・
仲間の裁き (正義) Peer Justice :	逸脱的、非行少年との交際が非行行為と一般的に結びついているのと同様に、社会的行動をしている仲間からの圧力は、若者を遵法的行動に向かわせるかもしれない。	TCの審理の間、質の高い、社会的な、同世代同士の相互作用をする、広範な機会を与えるだろう。
手続的正義 Procedural Justice :	犯罪者は、法的手続きにおいて公平に扱われ、また、裁判所において、意見表明する機会を与えられるならば、命じられた制裁により納得し、再犯しない傾向にあるであろう。再犯率のより大きな減少は、科せられた制裁の厳しさにかかわらず生ずるであろう。	TCは、明確で理解出来る一貫した手続きを持ち、そして、その手続きは、TCで意見を述べる事によって、他の若者と同じ様に扱われているのを知る機会を、広く被告人に用意されるであろう。
特別な抑止 Specific Deterrence :	(各個人によって意識された)利益が、法違反するコストを下回ると思われるときは、人々は法を犯す。違反者のコストを高めることは、処罰の確実性、迅速し、あるいは厳格性をますことによって、成し遂げることが出来る。	TCは、逮捕された後、すみやかに意義ある処分を与えるであろうし、そして、裁判手続きを回避する被告人にわずかしきか与えないであろう。
ラベリング Labeling :	司法制度を処理する事によって、若者に、「非行少年」や「犯罪者」というラベルを貼ることは、不法行為に関わり続けているとか、自分たち自身を犯罪者と思い込ませる可能性を増す。	TCで、烙印づけされるのを回避することと、法違反者として公に認めるのを避けることを、少年被告人に許すであろう。
関係修復的正義 Restorative Justice :	違反に対する社会的非難を表明する裁判制度よりも、地域社会に基礎を置く法手続きに、犯罪者はより良く反応するであろう。その手続きは、法違反者を烙印付けることなく、自分たちの行為を恥ずかしいと感じさせるように仕向け、後悔の念を引き出し彼らが引き起こした損害を修復させる手段を用意する。	検察側と弁護人との対審的な争いを抑え、そして、被害者と加害者の和解を促進することに焦点を当て、加害者が引き起こした、害悪を修復するために、特定の被害者や一般社会に対して行う方法を生み出す。
法律関連教育 Law-related Education :	若者の不法行為を防止し、彼らが市民としての知識と理解力を促進する。(含む、民主主義社会の価値における確信、社会的多元主義の理念への献身、人間の尊厳、法のルールの理解、論理的な紛争解決)	これまでの社会的経験や法律に関連した内容を、より高く効果的に教育し導くであろう。
技術の構築 Skill Building :	若者の不法行為を防止し、生活技術の向上をはかる。紛争解決、対人コミュニケーション、人前で話す技術や、集団の問題解決などを含む。	TCは、陪審員義務や社会奉仕活動などのような、社会的な技能構築活動に若者が参加できる機会を用意するであろうしそれは、処罰以上の効果があるであろう。
Source: Urban Institute, April 2002. <i>The Impact of Teen Court on Young Offenders</i> , p. 9 .		

3. ETCプロジェクトによる、4州におけるTCの実態調査

(1) 調査手続

まず、表3に示すように、4つの州(アラスカ、アリゾナ、メリーランド、ミズーリ)

のTCが、選定された。分析に使用された具体的な基礎データは、(1)少年と親に対して審判の前・後および処分後に実施した、質問紙調査の結果、(2)各TCにおける管理記録、(3)警察と裁判の記録、(4)TCの犯罪少年への面

表3：4つの州におけるティーンコートの実態調査結果

TC・州名	アラスカ Anchorage ;	アリゾナ Maricopa County ;	メリーランド Montgomery County ;	ミズーリ Independence ;
運営管理	民間団体： 年間400件	地方裁判所： 年間300件	地方検察事務所： 年間225件	民間団体： 年間500件
法廷モデル	Youth tribunal； 少年が裁判官を務める（しばしば3名）。 陪審員はない。	Adult Judge and Peer jury； 大人の裁判官による 法廷 / 約4名の陪審員と親、弁護士からなる法廷。	Adult Judge and Peer jury； 大人の裁判官による 法廷 / 約4名の陪審員と親、弁護士からなる法廷。	Youth Judge； 少年が裁判官を務める。 弁護士、検察官。陪審員はなし。
事実認定	TCの過程で事実認定も行う	有罪を認めた少年	有罪を認めた少年	TCの過程で事実認定も行う
地域性	中核都市	都市部で多様な人種が居住	都市部で多様な人種が居住	中核都市で同質の地域、外側に都市
分析結果	有意差が見られた。 TCの再犯率は、従来の少年司法制度に従った者よりも低い。	有意差は見られない。 しかし、ティーンコートの再犯率は、従来の少年司法制度に従った者よりも低い。	有意差は見られない。 ティーンコートの再犯率は、従来の少年司法制度に従った者よりも高い。	有意差が見られた。 ティーンコートの再犯率は、従来の少年司法制度に従った者よりも低い。
他の特徴	少年法律家協会が中心となっている。	被害者の意見陳述や被害者の代理人が審理に立会える。	警察が中心となっている。	予審では、裁判の前に被害者や証人が要求される。
Urban Institute, April 2002. <i>The Impact of Teen Court on Young Offenders</i> に基づいて作成				

接調査結果（Marylandのみ）である⁽¹⁰⁾。また、従来の少年司法制度のもとで処遇された少年（458名）と、TCによって処理された少年（軽犯罪を犯し、TCを選んだ523名）を調査対象としている。ここでは、比較調査法が用いられ、ある程度、属性が類似している少年（万引き・公共物破損等）を抽出している。そして、対象者から集められた基礎データは、最低でも6ヶ月間かけて少年と、その親を対象に、追跡調査されたものである。各データ収集については、TCプログラムに関わっている協力団体などから入手している（参与観察の結果を含む）。また、分析の構成として、論理モデルが採用されている。その論理モデルの流れとは、次の～に沿って考えられている。少年の様々な背景の要因、介入要因（TCの介入する過程と処分）、媒介要因（少年と家族の参加程度・行政の結

合力と調和・仲間同士の法廷での質・適正な手続の水準）。TCから期待される結果（常習性・社会的なつながりの変化）である⁽¹¹⁾。この論理モデルの流れからいくと、背景要因や媒介要因によって少年は影響される。特に、媒介要因は、積極的な相互作用の中に少年はおかれ、かつ、公正な手続過程を含む。こうして、TCとして期待される結果の達成が評価されることになる。

以下で、TCの参加過程における少年への影響を分析した結果と、その考察を、説明していきたい。

(2) ETCプロジェクトが調査した4州の分析結果と考察の概要

今回のETCプロジェクトの最終目標は、TCの過程における非行少年の態度や認知の効果を、査定することにあつた。まずは、再犯に

ついでに比較分析結果を示す。アラスカ州とミズーリ州にあるTCに送られた少年は、調査中の6ヶ月の間に、再び深刻な事態を招き、送致されることは、少なかった。アリゾナ州にあるTCでは、統計上の有意差は見られなかったが、今後も再送致を減らすことに、貢献するであろうと推定されている。メリーランド州のTCは、これまで、運営主体が民間であったり、市であったりしてきたが、現在では、警察官と警察のソーシャルワーカーが、運用に当たっている。そこでの犯罪少年に対するプログラムは、被害者への謝罪の手紙、社会奉仕活動、損害賠償を命じるなどである。再犯率の調査結果であるが、メリーランド州のTC場合は、警察が中心となっているため、再逮捕数となったことから、わずかながら、他の3州のTCと比べて再犯率が高かった。しかし、少年裁判所を選択した少年との再犯率の比較では、TCの少年との間に、有意な傾向が見出された。また、アリゾナ州のTCの調査結果において、処遇技法を学ぶロールプレアの研修に参加した少年は、少年裁判官モデルや少年法廷 (Youth Tribunal) モデルよりも、仲間陪審員モデルの方を好んだ。そこで、法廷モデルによる効果の違いがあるかどうかを、実際の運用で比較してみたが、仲間陪審員モデルの再犯率と、大人裁判官モデルの再犯率は、実質的に同じ結果が得られた⁽¹²⁾。

今回の調査結果で、アラスカ州とミズーリ州のTCは、他の2つの州より、効果的な運営をしていることが分析結果からも明らかとなった。それは、若者が実際の運営に携わり責任を持っているからではないかと、ETCの分析者はみている⁽¹³⁾。その報告によると、アンカレッジ市とインデペンデンス市のTCでは、若者同士の相互作用が影響し合うことによって、より良い結果を生んでいるとしている⁽¹⁴⁾。つまり、TCに参加している少年は、様々な体験をし、役割を担う。例えば、弁護人や検察官の役割を任される。そして、その役割

に応じて、真相を明らかにするため、審判の前に、本人や証人から話を聞いたりする事もある。また、裁判官を任された少年は、妥当な処分を下すために重責を担う。裁判官役になる少年は、決断力を要し、多くのTC経験を積み重ねたもののみが選任される。TCに参加している少年は、全てがボランティア少年ばかりではない。元々は、TCの加害者側にいた少年が、陪審員の義務を果たし、その後研修を重ね、ボランティアの一人として、TCの運営に携わる。そして、仲間からの信頼を得ながらリーダーとなっていく少年も多にいる。このような少年たちが運営するTCだからこそ、犯罪少年の意見にも耳を傾け、互いに理解し合える法廷の場づくりが出来る。そして、お互いの関係を築きながら加害少年も納得し、冷静な審理を受けることが出来る。ただし、犯罪少年が偽りを述べたならば、参加少年たちに、見抜かれ反論される。だから、TCに送られてきた初犯の少年にとって、真実の追求の面では、厳しい面もある。これまで、従来の多くの犯罪少年は、TCにかかわらなかつたら、罰金や警告通知のみの処罰を受け逃げていたのが、TCを選択した事により、自分の行いに対して、参加少年たちから直接、反論と励ましが同時に訪れ、影響を受けることになる。そして、TCの処遇において、陪審員義務を負った少年は、仲間の陪審員と共に、処分決定に関わることによって、問題解決や紛争解決技術の向上につながる。

さらに、別の角度からTCを評価するならば、従来の少年審判よりも、コスト計算の面で、経費が低くすみ、他の利益をも生む⁽¹⁵⁾。確かに、少ない予算と多くのボランティアによってTCは、運営されている。また、司法関係者にとっては、軽犯罪少年の処遇をTCに任せることによって、重い犯罪少年に対して、適切な処分やサービスを与えることができる。その上、先に述べた通り、実際に、参加少年が、TCプログラムに携わることによって、聞く力、

コミュニケーション能力が高まり、人前で話す力が、段階をおうごとに向上してくる。そして、自発性が促進され、仲間同士の信頼関係も増していくと同時に、他の地域活動にも参加するようになり、社会の中でも重視される存在となっていくと評価している。つまり、TCの活動は、米国少年司法制度上において、成功しているといえるであろう。以上が、ETCプロジェクトが行ったTC調査結果と分析結果からの考察である。

4. まとめ

TCプログラムの妥当性を判断するために、都市研究所は、5年にも及ぶTCの調査を行ってきたが、残された課題も多くある⁽¹⁶⁾。確かに、実際の少年たちへの具体的な調査を重ねながら、「TCとは何か」を証明していくことは容易ではないだろう。しかし、2002年の調査からだけでも明らかにされた点は、多くある。まず、7つの理論的視点の抽出、運営主体によって、問題点の相違、TCは、従来の少年司法制度の処遇より期待できる再犯率の低さ、同世代同士による相互作用による効果は大きいなど、である。つまり、TCにかかわった犯罪少年は、従来の少年司法制度の手続の流れよりも、更生の可能性があり、教育的効果が期待できるのではないかと、また、今回のETCの調査結果からも、いかに、大人の存在を前面に出さないかが、TCの運営の成功の鍵となるのではないだろうか。そこで、改めて、筆者なりの角度から、TCを総合的に評価してみたい。TCは、犯罪少年に対する、司法制度における特殊化した、ディヴァージョンプログラムの一つである。どの視点から捉えるかによっては、評価が分かるところであるが、総体的に見たTCは、合理的なシステムであるといえる。これまで、TCが、拡大してきた理由の一つとして考えられる事は、米国の少年犯罪は、深刻な状況にあることから社会問題である。だが、果たしてそれだけで、

ディヴァージョンプログラムの一つとして、1970年代から今日に至るまで、継続した広がりを見せるものであろうか。筆者の推論ではあるが、7つの理論的視点を持つTCは、犯罪防止や非行問題を考えるNPO団体にとって魅力的である。だから、多くの団体が介入して来る。その中でも、法律関連教育推進NPOとTCの関係は深い。米国内では、1995年頃から、多くの地域で、法律関連教育に関連するNPO団体が作成した教科書を基に、小学校低学年から実践教育が実施されている。その内容は、「正義とは何か、責任とは何か、権威とは何か」といったことを学ぶ。そして、高校生になると、様々なテーマによる紛争解決問題や政策提案など、ディベートコンテストがある。この様に、なぜ、低学年の内から継続して法律関連教育を学ぶ必要があるのだろうか。1つ考えられることは、米国は、消費社会の国であるからこそ、不経済社会を作らないためにも、早期教育が必要である。その為にも、低学年の内から、子供たちに社会の紛争解決問題や、不経済社会を生む根底を理解させるため、学校関係者も、独自の教育プログラムを採用している。その究極の教育の実践場が、TCなのかもしれない。また、7つの理論的視点を持つTCは、知恵ある大人たちにとっては、介入しやすく、パッケージ化(研修つき、マニュアル、教科書にビデオなど)もしやすい。法律関連教育を推進するNPOは、まさに産業化しているとしかいいようがない。この様なNPOが作り出す法律関連教育の教科書は、米国のみならず、諸外国(アフリカの一部、東欧諸国ですでに実践され始め、中国にも資料は渡っている)に渡っている。現在のTCプログラムの位置づけは、米国の教育産業の一部になりつつあるといえるであろう。この様な視点は、インターネットからは、読みとれない。

この様なTCの現状を踏まえつつ、そこで筆者なりに、わが国の少年司法制度の中で、TCを可能にすることは出来るものなのか考える

が、難題が多すぎる。もし、わが国での実施を考えるならば、軽微な犯罪に限定し、児童福祉施設の中でのアプローチなら可能かもしれない。ただ、現状、各都道府県児童相談所のマンパワーは、飽和状態にある。その飽和状態の中で、何を要求できるのか限界を承知の上で述べてみたい。まずは、他機関とのソーシャルワーク的機能を充実させ、他分野に渡る職員の配置が必要となるであろう。だから、児童自立支援施設なら、TCの取り組みは可能かもしれない。また、TCの場合は、少年が対象である事からも、養護施設の少年たちや、そのOB等からボランティアを募ることも視野に入れたい。是非、私の提案に対し、司法、福祉関連機関の方々から、忌憚のない意見を頂きたい。なぜならば、昨年11月、山梨県内ある私立大学内で、「ティーンコート山梨」が、組織された。実際に、わが国では、TCが実施された報告はないが、TCの実現に向けスタートを切った所があるだけに、早急な議論が必要であろう。最後に、ティーンコート山梨に、参加しているある大学生からの指摘ではあるが、「参加している高校生は、みんな発言力はある。逆に、コーディネート役を努めている大学生の方に、話をまとめる能力が要求される」と話していた。これは、あくまでも、模擬TCを繰り返して行ってきた、彼らからの素直な感想である。

注；

- (1) Mansfield News Journal, May16,1949からの引用。(Urban Institute (April 2002). *The Impact of Teen Court on Young Offenders*, p.2.)
- (2) OJJDP (October 2000). *Teen Courts: A Focus on Research*, : *JUVENILE JUSTICE BULLERIN*, p.2.
- (3) Urban Institute, p.2.
- (4) OJJDP Juvenile Court Statistics, U.S.からの引用。(Urban Institute., p.2.)
- (5) JURLは、<http://www.urban.org>
- (6) JURLは、<http://www.ojjdp.ncjrs.org>
- (7) *Teen Courts: A Focus on Research*, OJJDP : *JUVENILE JUSTICE BULLERIN* October 2000, pp. 7 -8.
- (8) *Teen Courts: A Focus on Research*, p.3. (National Youth Court Center, unpublished data)
- (9) 矢作由美子「カリフォルニア州アラメタ郡のTEEN COURT」『文教大学教育研究所紀要』第10号、2001、p.85
- (10) Urban Institute, p.24.
- (11) *Ibid.*, p.11.
- (12) *Ibid.*, p.34.
- (13) *Ibid.*, pp.35-36.
- (14) *Ibid.*, p.36.
- (15) *Ibid.*, p.34.
- (16) *Ibid.*, p.37.

参考文献

矢作由美子「TEEN COURTの可能性について」『文教大学教育研究所紀要』9号(2000)p.131-136、10号(2001)p.85-92